



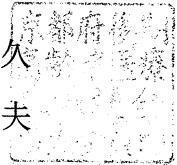
京都府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

定期監査結果について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成30年2月8日

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 川村 和久
京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 長岡 一夫



京都府後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書

1 監査執行年月日

平成29年11月20日 から 平成29年12月20日 まで

2 監査の対象

各種調達に係る契約事務について

3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務の執行のうち、主に10万円以上の各種調達に係る契約事務が関係法令に則し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について実施した。

4 監査結果

監査を行った範囲において、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については、必要な措置を講ずるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨を通知されたい。

(1) 契約事務の概要

① 契約の件数 (平成29年11月17日現在)

46件

② 契約の内訳

随意契約	一般競争入札	長期継続契約
33件	9件	4件

③ 主な内容

事務所賃借 公舎賃借 事務所清掃

電算処理システム運用保守 電算処理システム機器リース

診療報酬明細書点検 療養費支給申請に係る内容点検

被保険者証作成、封入 周知リーフレット印刷 通知書作成 など

(2) 監査結果

① 契約の自動更新について

事務所の賃借や公舎の借り上げ、事務所の清掃業務については、契約が自動更新されている。地方自治法（以下「法」という。）第208条第2項においては、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない」、また法第232条の3においては、「支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」とそれぞれ規定されている。これらの規定から、契約の自動更新は、前年度に債務を確定する行為であり、執行機関は執行できないと考えられる。

なお、事務所の清掃業務は、必要に応じて法第214条に規定する「予算で債務負担行為として定めて」おくことや、また、事務所の賃借等の契約については、法第234条の3に規定する長期継続契約による契約を行うなど、適切な事務処理を行われたい。

② 複数年度にわたる契約の締結と費用の一括前金払について

複合機の再リースについては、平成29年6月5日から平成30年6月4日を期間とする契約を締結し、かつこれにかかる費用については、翌年度に属する平成30年4月1日から6月4日分についても平成29年7月14日に一括して支出（前金払）が完了している。基本的な考え方については「1」の前段のとおりであり、適当とは認められない。

当該契約については、単に契約期間を今年度分は平成29年6月5日から平成30年3月31日、次年度分を平成30年4月1日から平成30年6月4日と年度で区切ることや、長期継続契約により平成29年6月5日から平成30年6月4日までの契約期間を設定し、従前のとおり毎月払を行うなど、一般的な対応が適当であると考えられる。

また、今年度分にかかる前金払の妥当性についても、行政実例によれば、借入に要する経費については「その性質上前金払をしなければ契約することが困難であるものを意味し、ただ単に相手方が前金払を強く要望し、これを契約の条件としているだけでは該当しない」と示されている。本件については、現に業者との交渉等の記録は確認できず、契約の性質上、前金払を承諾しなければ、契約を更新できなかったのか疑義が生じる。

なお、執行機関からは地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第143条第3項において「賃借料、光熱水費、電信電話料の類は、その支出の原因である事実の存した期間の属する年度。ただし、賃借料、光熱水費、電信電話料の類で、その支出の原因である事実の存した期間が二年度にわたるものについては、支払期限の属する年度」との規定が

ら、今年度6月から翌年度6月までの契約が可能であり、かつ契約書において支払期限とされる請求書を受領した日から30日以内は今年度に属すること、条文からは一括前払でも一括後払でも可能と解釈できること、更には今年度予算の範囲で支払いが可能であったことなどから、こうした処理が可能と認識する旨の説明があった。

しかしながら、「支出の原因である事実の存した期間が二年度にわたるもの」とは、一般的に3月から4月にかけての電気料金等、性質上区分が困難なものについては、支払期限の属する年度において支出することを定めているものと考えられ、かつ条文の文言は「事実の存する」等ではなく、繰り返し「事実の存した」と表現されていることから、結果においてこのような事象が発生した場合の区分を定めるものと解するのが相当であり、本件では支出の原因である事実は、今後将来にわたって発生するものであるから、当該契約について幅広く解釈、適用することは、法令が別途定める会計年度独立原則、前金払、債務負担行為、長期継続契約などの規定との間に整合性が問われ、本件については認めることができないと考えられる。

③ 各種調達に係る業務の履行確認について

各種調達に係る業務の履行確認から支出に係る手続については、京都府後期高齢者医療広域連合財務規則（以下「財務規則」という。）第6章第5節「契約の履行」において、その事務取扱が定められている。当広域連合事務局においては、たとえ少額の消耗品の支払いであっても、その請求書に独自に「履行確認印欄」のスタンプを押印し、担当者及び財務担当者による複数確認を行うなどの工夫が見られる。

しかしながら、この取扱は数千円の消耗品でも100万円を超える委託契約等においても全く同様であり、業務の履行確認に関し財務規則第95条（監督、検査及び確認）に定められている業者から監督・検査・確認申請書の提出を求めることなく、またそれらに基づく広域連合長に対する検査調書による報告についても、関係書類からは確認できなかった。先に述べた履行確認スタンプは概ね存在することから、何らかの確認は行っているものと推察されるが、実際に規則で定める必要書類が存在しないことは、一般的にはこれらにかかる手続を適正に行っていないものと考えられる。

また、財務規則第99条によると対価の支払いには、「広域連合長は、第95条第4項の規定による検査に合格したものでなければ、その契約に係る支出の手続をとることができない。」と規定されている。支出についても、その根拠が明確であることはもちろんのこと、定められた手続に沿った適法かつ厳格な事務処理が求められることから、財務規則に基づいた適正な事務を執行されたい。

④ 随意契約について

地方公共団体の契約においては、一般競争入札が原則であるが、法第234条第2項、法施行令第167条の2、財務規則第86条に該当する場合は、随意契約によることができる。随意契約とは、任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法であるが、その長所としては、一般競争入札の方法に比し手続が簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なくすみ、しかも相手方が特定した者であるため、競争入札によってそのすべてを満たすことができないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力を熟知のうえ選定できるから、適切に運用されていれば長所を発揮し、所期の目的を達成することができる。しかし、いったんその運用を誤ると相手方が固定し、なおかつ契約自体が情実に左右され、公正な取引の実を失することになる恐れもある。

今回の契約に係る監査において、回議書をはじめとする各種の書類を確認したところ、調達にかかる経過、意思決定及び随意契約理由等が不明瞭なもの、つまり書類上ではこれらの概要について把握しづらい事象が一部に確認されたものもある。

当広域連合は、最小の経費で最大の効果を上げるためにも、被保険者等に対して説明責任を果たす必要があり、随意契約の理由等をより一層明確に記載するようされたい。また、1年をとおして実施している業務で、4月分の1か月だけが随意契約による契約、5月分以降は一般競争入札されている事例も見受けられる。このような契約方法しかないのか、他の広域連合と情報交換をするなど、絶えず現状が適切であるかどうかを検討されたい。